



新学習指導要領の取組について

国では「学習指導要領」というものがあります。これは、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたものです。学校はこの学習指導要領に従って授業をしています。約10年毎に学習指導要領は改訂されます。小学校では、2年後の2020年度から新しい学習指導要領がスタートします。

その中の一部が今年度から先行実施されています。難波小学校でも、「**道徳**」と「**外国語活動**」を今年度から実施しています。その内容は、道徳が今年度から教科となり、週1時間、道徳の教科書を使用して、道徳の授業を実施しています。外国語活動を3年生、4年生で外国語活動として年間15時間、外国語科を教科として5年生、6年生で年間50時間実施しています。

また、新学習指導要領では、「主体的対話的で深い学び」が改訂内容の一つにあります。学校では、それをアクティブラーニングと呼ばれる学習方法で実施します。学習者である児童が受動的にではなく、能動的に学ぶ学習方法です。難波小学校では、担当委員会が中心となり、これらの改訂内容を研究し、研修・実施に取り組んでいます。これらの新しい学習時間を通して難波小学校の学校教育目標である「心豊かでたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」の達成に向けて頑張っていきたいと思っています。ご家庭におきましても、ご理解とご協力をお願いします。